

2 ひとり親家庭等の把握状況

【制度の概要】

ひとり親家庭等とは、一般的には、未婚、死別又は離別の親が、その未婚の20歳未満のこどもを養育している世帯及び父母ともにいない児童が養育者（祖父母等）に養育されている世帯とされているが、離婚調停中で別居状態にあるものの法律上の婚姻関係が継続している場合や、同居しているが入籍はしていない事実婚の場合もあり、また、住民基本台帳上はひとり親家庭等に該当するようにみえても、実際は単身赴任等の場合もあり、戸籍情報や住民基本台帳上の情報だけでは、ひとり親家庭等の把握・特定は困難な状況にある。

こうした状況も踏まえ、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針⁷」（令和7年内閣府告示第31号。以下「基本方針」という。）では、「行政とのあらゆる接点を通じて困難に陥る前から相談・支援につなげ、必要な支援メニューにつなげる体制を構築するため、離婚前から支援が必要な者に対する支援を行うとともに、離婚届提出時、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等あらゆる機会を捉え、支援窓口につなげる仕組みを構築する。」とされている。

（ひとり親家庭等の把握）

地方公共団体がひとり親家庭等を把握するきっかけとしては、児童扶養手当の受給資格認定時の申請手続がある。児童扶養手当とは、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当である。父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、婚姻によらないで生まれた児童等を監護していること等の支給要件を満たす場合は、本人からの申請により受給資格が認定されるが、所得制限が設けられているため、受給資格者本人等の所得に応じて全部支給、一部支給又は支給停止となる。

ひとり親家庭等の世帯数は、「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」では約134万世帯となっているが、令和7年9月の児童扶養手当の受給者数（全部受給者と一部受給者の合計）は、「こどもの福祉と保健に関する状況報告」によれば、約79万人となっており、これらのデータを活用して試算すると、ひとり親家庭等の全体のうち、児童扶養手当を受給している者は6割程度である（詳細は、後述の項目4(2)参照）。

このほか、こども家庭庁では、困難に直面するこどもや家庭ほどSOSを発することが難しいこと等から、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組として、地方公共団体が分散して保有しているこどもや家庭の状況、利用している支援等に関する福祉・保健・教育などの情報・データを、個人情報適正な取扱いを確保しながら分野を越えて連携させる「こどもデータ連携実証事業⁸」を実施しており、令和7年度は、全国の9市1町1村の事業を採択している。

⁷ 資料2-(1)-①参照

⁸ デジタル庁が令和4年度から実施し、5年度のこども家庭庁発足に伴い事業が移管された。

（戸籍部門との連携と戸籍の届出）

国は、養育費の確保に資する早期の情報提供や相談支援等が行われるよう、離婚届を受理する「戸籍部門」と、ひとり親となることに伴う相談・支援を担当する「ひとり親支援部門」の連携を促すべく、令和3年2月に法務省と厚生労働省（当時）からそれぞれ事務連絡⁹（以下「連携事務連絡」という。）を発出している。具体的には、戸籍部門において、離婚届用紙の交付や離婚届受理のタイミングを活用するなどして、支援が必要な者を能動的に把握し、ひとり親支援部門と連携して相談支援等へ誘導することが可能となるような方策に積極的に取り組むことを求めている、次の①～③の具体的な連携方策を例示している。

- ① 戸籍窓口で支援を必要とするひとり親が訪れた際（支援を必要とするか否かの判断は、例えば、未成熟子¹⁰を有する父母の離婚届の養育費等の取決め欄におけるチェックの有無を手がかりにすることなどが考えられる。）に、ひとり親支援担当部署から戸籍担当部署に相談員が赴き、相談支援を行う。
- ② 戸籍窓口で支援を必要とするひとり親が訪れた際に、リーフレット等を活用して、ひとり親支援担当部署の案内などの情報提供を積極的に実施する。
- ③ ひとり親家庭に対してメールリングリストや SNS 等により情報提供を実施する仕組みを構築し、戸籍窓口で支援を必要とするひとり親が訪れた際に登録を促し、ひとり親家庭が必要とする情報をタイムリーに提供する。

また、同年12月には、地方公共団体における支援の強化に関する取組の一つとして、養育費だけでなく、児童手当の受給者変更等、当事者が別居時や離婚時に知っておくべき情報を網羅的かつ簡潔に記載したリーフレットのひな型が作成され、地方公共団体のひとり親支援部門、戸籍部門等が実情に合わせて修正・加筆等が可能な当該ひな型のデータファイルとともに、その活用例が示された。

その後、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が成立し、同法が令和8年4月に施行されるのに先立ち、養育費や親子交流の取決め方等について説明したパンフレット「離婚・別居を考えているお父さんお母さんへ こどものための共同養育計画書」が作成され、同年3月に、こども家庭庁と法務省の連名で、地方公共団体のひとり親支援部門、戸籍部門等宛てに当該パンフレットの活用を依頼する事務連絡¹¹が発出され、その中で、離婚届の養育費等の取決めの有無についてチェックする欄（以下「養育費等のチェック欄」という。）を活用して支援につなげる取組について、改めて周知がなされている。

ひとり親家庭等になる理由としては、配偶者との離婚、死別のほか、未婚のまま出産す

⁹ 法務省と厚生労働省が連携して養育費の不払い解消に関する実務的検討等を行うために設置された「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00091.html）において検討の上、発出に至った。

¹⁰ 年齢に関係なく、経済的・身体的・精神的に親から自立しておらず、扶養を必要とするこども

¹¹ 資料2-(1)-②参照

る場合が考えられるが、それぞれの場面で戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に基づく届出が必要となる。

離婚届¹²は、協議離婚か裁判所が関与して成立した離婚かを選択する「離婚の種別」欄や、子の親権者を定めて記載する「未成年の子の氏名」欄など、その記入により、ひとり親家庭等への支援を必要とする者の把握に有用と考えられる情報を記載する欄があるほか、平成 24 年 4 月には、協議離婚時の親子交流（面会交流）や養育費の取決めに促進する観点から、養育費等のチェック欄が新設された。その後、令和 3 年には、公正証書での養育費の取決めに促す観点から、「養育費の分担について取決めをしている」にチェックを付けた場合には、取決めの方法として、「公正証書」か「それ以外」にチェックする欄が追加された。

また、令和 8 年 4 月から上記改正法による改正後の民法（明治 29 年法律第 89 号）が施行されることにより、離婚後の親権者について、父母双方又は一方を親権者と指定することが可能となること等に伴い、同年 2 月に、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年法務省令第 7 号）が公布され、離婚届の様式に、「父母双方が親権を行う子」を記載する欄や、離婚後の子育ての分担、親子交流及び養育費の分担についての各取決めの有無を尋ねるチェック欄等が追加されることとなった。

離婚の届出があった場合において、戸籍法第 27 条の 2 第 2 項及び戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）第 53 条の 3 に基づき、市区町村長は、届出事件の本人のうち、市役所又は町村役場に出頭しなかったなどの理由により窓口で本人確認ができなかった者に対し、届出を受理したことの通知（以下「受理通知」という。）を送付しなければならないとされており、例えば、離婚届を夫妻のいずれか一方が提出に来庁した場合は、窓口で本人確認ができなかったもう一方の者に当該届の受理通知が送付される。

死亡届¹³は、「未成年の子の氏名」欄が設けられている離婚届とは異なり、こどもの情報を記載する欄はないため、死亡届のみでは、ひとり親家庭等に該当するのか否かが判別できない。出生届¹⁴には、「嫡出子」又は「嫡出でない子」にチェックする「父母との続き柄」欄が設けられている。婚姻関係にある父母から生まれた子は「嫡出子」、婚姻関係にない父母から生まれた子は「嫡出でない子」となるが、「嫡出でない子」にチェックが入っている場合であっても、事実婚のケースもあるため、ひとり親家庭等であるかどうかは判別できない。

（個人情報の取扱い）

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）においては、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することが禁止されているが、例外として、本人の同意があるときや所掌事務の範囲

¹² 資料 2-(1)-③参照

¹³ 資料 2-(1)-④参照

¹⁴ 資料 2-(1)-⑤参照

内で相当の理由がある場合等については利用目的以外の目的のための利用又は提供が認められている¹⁵。

【調査結果】

（ひとり親家庭等の把握）

調査対象 28 市区町村において、市区町村内に居住するひとり親家庭等の把握方法を調査したところ、いずれの市区町村においても、本人からの申請による児童扶養手当¹⁶の手続により把握している状況であり、児童扶養手当と併せて、ひとり親家庭等医療費助成¹⁷の手続によって把握している事例もみられたが、本人からの申請以外の手段でひとり親家庭等を把握している事例はみられなかった。この点、後述のひとり親家庭等インタビューでは、児童扶養手当を受給していない者でも利用できる支援情報の周知を求める声も聴かれており、児童扶養手当を受給していない一定以上の所得があるひとり親家庭等であっても、経済的な支援以外の支援を必要とする者はいることがうかがえた。

なお、今回の調査対象 28 市区町村のうち、1 市区町村においては、「こどもデータ連携実証事業」を令和 7 年度に実施しており、戸籍部門、障害福祉部門、教育委員会等の他部門・機関の共有データを用いてデータ連携が行われていたが、ひとり親家庭等の把握を直接の目的として、他部門・機関からのデータは用いられていなかった。

（戸籍部門との連携）

調査対象 28 市区町村において、連携事務連絡に例示された連携方策①から③までの実施状況を調査したところ、次の表 2-1 のとおり、②については全市区町村で実施されていたが、①はいずれの市区町村においても実施されていなかった。

表 2-1 連携事務連絡に例示された連携方策①、②及び③の実施市区町村数（率）

（単位：市区町村（％））

区分	実施市区町村数（率）
①：ひとり親支援部門から戸籍部門に相談員が赴いての相談支援	0（0％）
②：リーフレット等を活用した、ひとり親支援部門の案内などの情報提供	28（100％）
③：ひとり親家庭に対する、メーリングリストや SNS 等により情報提供を実施する仕組みの構築及びその登録勧奨	4（14.3％）

（注） 1 当省の調査結果による。

2 括弧内の数値は、調査対象市区町村に対する割合であり、小数点第二位を四捨五入している。

3 複数の連携方策を実施している市区町村があるため、合計数は、調査対象数（28 市区町村）とは一致しない。

¹⁵ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和 4 年個人情報保護委員会告示第 1 号）（https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_administrative/）を参照した。

¹⁶ 市区町村によっては、児童扶養手当よりも所得制限の水準が高く設定されており、より多くのひとり親家庭等が対象となる独自の手当の手続により把握している事例もあった。

¹⁷ 地方単独医療費助成制度であり、対象者の条件や助成内容等は市区町村によって異なる。

①を実施していない市区町村からは、次の表 2-2 のような理由が聴かれた。

表 2-2 市区町村において連携方策①を実施していない理由

区分	理由の内容
相談スペースの確保が困難	プライバシー保護の観点から、来庁者が多い戸籍部門の窓口から一定の距離を確保した相談スペースを設ける必要があるが、物理的に困難である。
	戸籍部門の窓口は、庁舎の出入口に近い場所にあり、他の来庁者の動線上にあるため、離婚届の提出に伴う支援策を説明するにはプライバシーの確保ができない。
	戸籍部門の窓口のブースは2つしかなく、相談を実施するスペースや別室などの相談しやすい環境がない。
人員の確保が困難	母子・父子自立支援員は2人程度しかおらず、人員体制上、ひとり親支援部門を空けて戸籍部門に赴いて対応することは難しい。
	人員体制が課題となる。現在、相談窓口は予約制にしており、急に戸籍部門に相談対応に行くとなると難しい。
	ひとり親支援部門の業務だけでも手一杯な状況であり、更に戸籍部門に出向いて相談対応することは困難である。
部門間の物理的距離	戸籍部門とひとり親支援部門に物理的な距離があり、ひとり親支援部門の職員が来庁するまでの間、待ち時間が発生する。
その他	ひとり親家庭等は、ひとり親支援に係る手続きだけでなく、児童手当や保育園等のこども関係の手続きをまとめて実施する必要があるため、ひとり親支援部門に来てもらう方が効率的である。

(注) 当省の調査結果による。

また、一部の市区町村では、上記②及び③の取組のほか、次の表 2-3 のような独自の取組を実施していた。

表 2-3 離婚届に係る手続きにおける市区町村の独自の取組事例

区分	事例の内容
部門間の物理的距離の解消	離婚届受理時にひとり親家庭等になることが分かった場合、スマート窓口 ¹⁸ を案内する。児童扶養手当等は同窓口における申請・受付の対象外となるが、テレビ電話を活用して庁舎が離れているひとり親支援部門につなぎ、手続きの説明を行っている。
手続一元化	児童扶養手当、児童手当、ひとり親家庭等医療助成制度等の申請について、戸籍部門で受け付けている。

¹⁸ 出生、離婚、引越し等に伴い手続が必要となる者に対し、本人に適した手続の提示、申請書の一括作成、受付等を行う。

離婚届用紙交付時における、これからひとり親家庭等となる者の把握	離婚届用紙を受取に来た者に対し、離婚届の記載方法を説明する旨声掛けをし、説明を断った者を除き、「未成年の子の氏名」欄を説明する際に、未成年のこどもがいるか確認している。こどもがいると分かった場合、「離婚に関する手続き」と一緒に「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」（以下「法務省作成パンフレット」という。）を渡し、ひとり親支援部門に連絡して必要な手続等について相談するよう伝えている。
総合窓口システムの活用	離婚届受理時にひとり親家庭等になることが分かった場合、総合窓口システム ¹⁹ を活用し、必要な手続案内リストを渡している。児童扶養手当の新規認定請求等は本システムでは対応していないが、全てのひとり親家庭等について、ひとり親支援部門に受付番号を転送し、同部門において当該番号でひとり親家庭等と呼び出している。
戸籍部門の窓口での周知	戸籍部門の窓口にて、ひとり親家庭等への支援に特化した公式LINEの登録用二次元コードが記載された名刺サイズの用紙を配置している。

（注）当省の調査結果による。

（養育費等のチェック欄を含む、離婚届により把握した情報の活用）

離婚届を提出した者が支援を必要とする者か否かの判断は、例えば、連携事務連絡の連携方策①に例示されているように、未成熟子を有する父母の離婚届の養育費等のチェック欄の情報を手がかりにすることが考えられる。

この点、調査対象28市区町村のうち、26市区町村（92.9%）では、養育費等のチェック欄を活用した取組は特に実施されていなかったが、2市区町村（7.1%）においては、次の表2-4のとおり、戸籍部門において、養育費等のチェック欄の「まだ、決めていない。」にチェックが入っていることを確認した場合に、離婚前後家庭支援事業（後述の項目3(2)参照）等のチラシの配布やひとり親支援部門の案内を行うといった取組を実施していた。

表2-4 養育費等のチェック欄を活用した市区町村の取組事例

No.	事例の内容
1	取決めをしていないにチェックがある場合、離婚前後家庭支援事業のチラシを渡している。また、チラシを渡し、養育費について不安などの声があれば、ひとり親支援部門を訪問するよう伝えている。
2	養育費の取決めをしていないにチェックがある場合、こどもにとって大事なことで、取決めをしておいた方がよいことをひとり親家庭等に伝えるとともに、法務省作成パンフレット及び離婚前後家庭支援事業のチラシを持っているか確認し、持っていない場合は法務省作成パンフレット等を渡し、詳細についてはひとり親支援部門で相談するよう伝えている。

（注）当省の調査結果による。

¹⁹ 「住民に書かせない・迷わせない・待たせない」のコンセプトの基、総合窓口と関係課の業務システムを連携させたもの

また、養育費等のチェック欄を含む、離婚届により把握した情報については、戸籍部門からひとり親支援部門に提供し、支援につなげるといった活用も考えられるが、そのような取組を実施している市区町村はみられなかった。

活用していない理由や活用に係る課題・意見は、次の表 2-5 のとおりであった。

表 2-5 養育費等のチェック欄等を活用していない理由、課題・意見

区分	意見の内容
本人の同意を得ずに個人情報の提供はできないとするもの	離婚届の養育費等のチェック欄を含む戸籍記載事項は個人情報であり、本人の同意を得ずにひとり親支援部門等と共有することはできないと考えている。
	養育費等のチェック欄を活用した情報共有のためには、個人情報保護の観点から本人の同意を得る必要があり、業務負担増となる。また、その場で本人の同意を得るなどの取組を行うことにより、窓口対応が滞留することや無用なトラブルが起きることが懸念される。
住民感情を考慮すると困難とするもの	戸籍部門とひとり親支援部門でひとり親家庭等の情報を共有することについては、個人情報を漏らしたとのクレームを受けかねず、説明に多大な労力を要する。
	プッシュ型での情報提供の余地もある一方で、知らない課から離婚をきっかけにいきなり連絡があることは、受け手からすると不気味な面もあり、トラブルにつながる可能性も懸念される。
	支援目的であったとしても、住民からの反発が予想され、リスクを冒してまで情報共有を図る必要性は生じていない。
プライバシー配慮の観点から困難とするもの	養育費関係はセンシティブな内容であるため、養育費等のチェック欄にチェックがないことをもって、戸籍部門の窓口で何か確認するというのは難しいと感じる。また、戸籍部門の窓口は隣との距離が近く、後ろには他の住民が待機しているため、プライバシーにも関わる。
	養育費等のチェック欄にチェックが付いていないことをもって、踏み込んで聞いて案内することは、デリケートな内容であるため、なかなか難しい。
支援の希望の有無が分かれば、活用の余地はあるとするもの	行政側が支援を提案しても、ひとり親本人からの希望がなければ支援することはできない。養育費等のチェック欄が支援の必要の有無まで分かるようになっていれば、活用の余地はありうる。
	「まだ、決めていない。」を選択する世帯は多数あり、支援が必要な家庭かどうかを戸籍部門の窓口で個々に聴取・判断することは、時間的にも技術的にも難しい。養育費等のチェック欄が簡単に支援の必要性を把握できるような仕組みになっていれば、これを活用して情報をつなぐ取組は実施しても良いと考える。

	離婚届とは別に、「ひとり親支援策についての相談を希望するか」、「個人情報提供を希望するか」にチェックを入れてもらうような、本人同意を得る書類があれば、情報提供できるのではないかな。
情報提供に伴う業務負担に関するもの	仮に法的整理や同意欄を設けるなどにより、ひとり親支援部門への情報提供が可能となったとしても、離婚届の写しはひとり親支援部門には不要と考えられる情報も含まれるため、必要な情報のみを抜き出すという新たな事務負担が発生することが課題である。
国からの通知等が必要とするもの	戸籍事務は法定受託事務であり、法務省からの通知等が必要である。 養育費等のチェック欄の活用については判断できず、法務省からの通知等により指示があれば、それに準じて対応する。 国が市区町村内部での個人情報の共有を前提とした支援を進めたいのであれば、国において、個人情報の保護に関する法律上も住民感情の点でも問題がないよう、明確な根拠や基準、具体的な共有方法などを示してほしい。
住民が求める行政サービスの水準が高くなるのではないかとするものの	個人情報の提供に同意するからには、自動的に支援情報の案内が届いたり、手続不要で何かを受給できたりするようになるなど、役所内で情報共有して住民側に負担をかけないようにしてほしいといった要望も増えるかもしれない。 ひとり親家庭等からすると、現在当市区町村で実施している公正証書の作成費用の補助等だけでなく、養育費の取決めに向けてサポートする伴走型の支援策と併せての個人情報の取得でないと、支援策もないのに何のために情報を得たのかと思われるのではないかな。

(注) 当省の調査結果による。

他方、ひとり親家庭等インタビューにおいて、戸籍部門への届出を契機に、自身の情報がひとり親支援部門に提供されることに抵抗感があるか聞いたところ、「届出をきっかけに支援情報が届くことはとても助かるため、抵抗感はない。」、「抵抗感はないが、抵抗感がある人もいると思われるため、同意を取るようにすれば良いのではないかな。」といった意見が聴かれた。

(離婚届に係る受理通知の送付機会の活用)

離婚届の手続を通じてひとり親家庭等と接する機会としては、離婚届用紙の交付や離婚届受理のタイミングのほかにも、受理時に本人確認ができなかった者に対して受理通知を送付する機会があるところ、この機会を活用して、受理通知を送付する全ての者に対して、離婚に伴う手続一覧(ひとり親家庭等に特化した内容ではない。)を同封して送付している事例が1市区町村でみられた。

また、こどもを養育しない側の者が単独で離婚届の提出に来庁した場合は、養育する側の者にひとり親家庭等の支援に係る情報が伝わらない可能性があるところ、次の表2-6のとおり、こどもを養育する側の者に受理通知を送付する際に、ひとり親家庭等への支援に係る資料を同封している事例が2市区町村でみられた。

表 2-6 こどもを養育する側の者に受理通知を送付する際の市区町村の工夫事例

No.	事例の内容
1	こどもを養育しない側の者が来庁し、離婚届を提出した場合でかつ養育する者と養育しない者が既に別居している場合、こどもを養育する側の者に送付する受理通知に児童扶養手当やひとり親家庭等に関する支援制度を案内するパンフレットを同封している。
2	こどもを養育しない側の者に対し、資料の配布及び説明を行い、こどもを養育する側の者にも伝えるよう依頼しているが、それが困難であると言われた場合には、受理通知に同封するようにしている。

(注) 当省の調査結果による。

このような受理通知の送付機会を活用した取組を実施していない 25 市区町村に対し、その実施につき意見を聴取したところ、次の表 2-7 のとおり、1 枚程度の資料であれば、費用面及び運用面において特段支障はないと回答した市区町村がある一方、対象者の抽出や資料封入の際の確認作業が負担であるといった意見も聴かれた。また、受理通知は、戸籍法等に基づき実施しているものであり、その内容等については通達で細かく定められているため、他の資料を同封するというのであれば、法務省からの通知、依頼等が必要であるとの意見も聴かれた。

表 2-7 受理通知に支援情報を同封することに対する市区町村の意見

区分	意見の内容
同封することに支障はないという意見	最低限の資料であれば、費用面、運用面での課題はなく、実施は可能ではないか。
	事務的に難しいことはなく、実施は可能であり、費用についても「戸籍の届出に伴う主な手続」など 1 枚紙を同封するなどであれば可能である。
	法務省からの依頼等があればそれに基づき対応する。同封する資料の枚数が 1 枚程度であれば郵送料等にも影響はないため、運用上の支障はない。
郵送料に対する意見	同封物のサイズや重量も役務費（郵送料）に関わるため、検討しなければならない。
	戸籍部門の業務負担や送料の増加を懸念している。特に、ひとり親支援まとめパンフレットは厚手の紙を使用しており重さがあるため、同封すると送料が上がる可能性があり、用紙の変更等を検討する必要があると思われる。
送付対象者の選定に対する意見	受理通知を送付する際に親権の指定を都度確認するのは効率的でなく、単独・共同親権にかかわらず一律での送付が現実的ではないか。
	受理通知の送付対象者にはこどもがいない者もいるため、この中から未成年のこどものいる者を手作業で確認して選び出し、該当する者の封筒にチラシ等を同封することになると、誤って同封するといったミスが生じる可能性

	が懸念される。
国の通知等が必要という意見	受理通知は、戸籍法等に基づき実施しているものであり、その内容等については通達で細かく定められている。仮に他の資料を同封するというのであれば、法務省からの通知、依頼等が必要である。

(注) 当省の調査結果による。

(死亡届や出生届等の受理時における連携)

死亡届を契機とした戸籍部門とひとり親支援部門の連携について、調査対象市区町村では、死亡届は葬儀会社から提出されることが多いため、葬儀会社を通じて、届出に伴い必要となる手続や支援の情報（「おくやみガイドブック」等）について、ひとり親家庭等を含む遺族に提供しているといった回答が多くみられた。また、次の表 2-8 のような取組を実施している事例もみられた。

表 2-8 死亡届に関する取組事例

No.	事例の内容
1	身近な方が亡くなった際の役所内の手続をサポートする「おくやみコーナー」を設けている。予約制であり、予約の際に個人情報に関する情報共有に同意を得て、予約日までに関係部署で必要な手続を整理する取扱いとしている。遺族の方がひとり親になる場合などひとり親支援部門での手続が必要であると判断した場合は、支援策の手続を整理することとしている。
2	遺族から、事前予約制の「おくやみコーナー」来訪の連絡があれば、その情報を関係部署に共有し、各部署でその遺族が必要になる手続をピックアップして戸籍部門に伝え、戸籍部門は、その情報を基に必要な書類等を来訪前に遺族へ伝えることで、手続の効率化と遺族の負担軽減を図っている。関係部署には死亡者情報のみが共有されるため、ひとり親支援部門では、その情報を基に家庭状況等を調べ、遺族がひとり親家庭等になるかどうかを把握する。
3	おくやみ関連手続を一連で受けている国民健康保険・国民年金等の窓口、死後の手続の窓口、子育て・高齢者福祉の窓口、障害者福祉の窓口で、葬儀後に手続を行う遺族を把握し、ほかに必要な手続がないか逐一確認し、こどもがいる場合には、児童扶養手当等に関する説明を行っている。

(注) 当省の調査結果による。

また、出生届を契機とした戸籍部門とひとり親支援部門の連携について、調査対象市区町村では、出生届受理後、まずは一律に子育て家庭全般を対象とした支援制度（児童手当、こども医療費助成等）の担当部門を案内し、同部門における聞き取りにより、当該届出人がひとり親家庭等であることが判明した場合には、ひとり親支援部門につなげるといった回答が多くみられた。

こうした戸籍法に基づく届出のほか、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基

づく転入届について、調査対象市区町村では、転入届受理後、前居住市区町村において発行される転出証明書や転入に伴う手続一覧等を用いた本人への聞き取り等により、児童手当やこども医療費助成、児童扶養手当の受給状況等を把握し、ひとり親支援部門へ案内している事例がみられた。また、未成年のこどもがいる場合は、一律に子育て家庭全般を対象とした支援制度（児童手当、こども医療費助成等）の担当部門を案内し、同部門における聞き取りにより、当該届出人がひとり親家庭等であることが判明した場合には、ひとり親支援部門につなげると回答した市区町村もみられた。

【まとめ】

ひとり親家庭等の把握に当たっては、調査対象 28 市区町村が実施しているとおり、児童扶養手当等の申請手続を通じて把握することは可能であるものの、ひとり親家庭等のうち児童扶養手当を受給している者（全部受給者と一部受給者の合計）はおおむね 6 割程度（既存統計による試算）の状況であり、所得制限を超えている等の理由により当該手続を実施していないひとり親家庭等を把握するのは困難な状況がみられた。この点、ひとり親家庭等インタビューでは、児童扶養手当を受給していない者であっても利用できる支援情報を求める声が聴かれたこと等も踏まえると、一定以上の所得があつて児童扶養手当を受給していない者であっても、経済的支援以外の支援を必要とする者はおり、ひいては、児童扶養手当の申請手続をしないような者の中にも、支援を必要とする者はいると考えられるため、離婚、死別等の戸籍手続時にひとり親家庭等を早期に把握し、支援につなげることが重要と考えられる。

令和 3 年の連携事務連絡で例示された戸籍部門とひとり親支援部門の連携方策のうち、リーフレット等を活用したひとり親支援部門の案内などの情報提供は、調査対象 28 市区町村全てにおいて実施されている一方、ひとり親支援部門から戸籍部門に相談員が赴いて相談支援を実施している市区町村はみられず、戸籍部門の窓口における相談スペースや人員確保等の観点から実施困難との意見が多く聴かれたため、より現場の実態に即した取り入れやすい連携方策を示すことが必要であると考えられる。

また、連携事務連絡では、支援を必要とするひとり親家庭等の把握に当たり、離婚届の養育費等のチェック欄におけるチェックの有無を手がかりにすることを例として挙げているところ、戸籍部門において養育費等のチェック欄により養育費の取決めをしていない者を把握した場合に、離婚前後家庭支援事業の案内等を行っている事例はみられたものの、一部の市区町村にとどまっており、他の市区町村においてもこうした取組が実施されることが必要であると考えられる。

さらに、離婚届用紙の交付や離婚届受理のタイミングのほかに、受理通知を送付する機会を活用して、こどもを養育する者にひとり親家庭等への支援情報が届くように工夫している事例がみられた。こどもを養育しない側の者が離婚届の提出に来庁した場合においては、養育する側の者にひとり親家庭等への支援に係る情報を伝えるよう依頼している市区町村もみられるものの、実際に伝わるかは不明であるため、養育する側の者に送付する受理通知に支援情報を同封するという取組には、一定の効果があると考えられ、

ひとり親支援部門と戸籍部門の連携方策の一例として示すことが有効であると考えられる。

このほか、養育費等の取決めの有無を含む、離婚届により把握した情報や、そのほかの戸籍手続で把握した情報を戸籍部門からひとり親支援部門に提供し、同部門からひとり親家庭等に対してプッシュ型で支援情報を提供するといった活用方策が考えられるところ、ひとり親家庭等インタビューでは、支援情報の提供を目的とした戸籍部門からひとり親支援部門への個人情報の提供について、肯定的な意見が多く聴かれた。

一方、市区町村における取組状況としては、養育費等のチェック欄については、上述の例以外には活用されておらず、また、離婚届により把握した情報を戸籍部門からひとり親支援部門に提供し、支援につなげるような取組を実施している事例はみられなかった。その課題として、養育費等のチェック欄を含む届出情報は個人情報であり、本人の同意を得ずに他部門に情報提供することはできないといった意見が市区町村から多数聴かれたほか、住民からの反発が予想されるとの意見も聴かれた。

このように、部門間における情報共有に当たっては、個人情報の取扱いや住民感情的な問題のほか、市区町村における事務負担が生じうる中で、現状としては、連携事務連絡の中で、戸籍部門で把握した情報を戸籍部門からひとり親支援部門へ共有するというよりは、戸籍部門で把握したひとり親家庭等をひとり親支援部門へ誘導してその先で支援につなげることが求められている。当面は、そのような対応が現状に即した対応であると考えられ、本調査によって把握した取組事例も参考としつつ、両部門間の連携による取組の一層の推進が必要であると考えられる。

【所見】

こども家庭庁及び法務省は、支援が必要なひとり親家庭等を把握し、早期の支援につなげる観点から、離婚届の情報を契機とした支援への誘導や、離婚届の受理通知を送付する際の支援情報の同封といった戸籍部門による取組事例の提供などにより、市区町村における戸籍部門とひとり親支援部門の一層の連携強化を促すことが必要である。